

一宮市ウェブサイト広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一宮市有料広告要綱（平成20年12月22日施行。以下「要綱」という。）の規定に基づき、市のウェブサイトに掲載する広告の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市ウェブサイト 市公式ウェブサイト（アドレス(URL) <https://www.city.ichinomiya.aichi.jp>）をいう。

(2) バナー広告 市ウェブサイト内に表示される広告画像で、第10条第4項の規定により広告掲載可の決定の通知を受けた者（以下「広告主」という。）が指定するウェブサイトへリンクするものをいう。

(3) リンク先ページ 広告主が指定するリンク先のウェブサイトをいう。

(広告の種類)

第3条 市ウェブサイトに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

(掲載基準)

第4条 市ウェブサイトへ広告を掲載することができる広告主は、要綱第2条ただし書各号に該当しないものとする。

2 市ウェブサイトへ掲載することができる広告及びリンク先ページの内容は、要綱第3条各号に該当しないものとする。

(広告の規格)

第5条 広告の規格は、次のとおりとする。

(1) サイズ 縦70ピクセル、横140ピクセル

(2) 画像形式 GIF（アニメーション不可）又はJPEG

(3) 容量 5KB以内

(広告の掲載ページ等)

第6条 広告を掲載するページ、位置及び枠数は、別表のとおりとする。

(掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間は、1月単位とし、広告掲載の開始日及び終了日は、市長が別に定める。

2 前項の期間については、同一年度内で連続して複数月の掲載ができるものとする。

(広告の募集)

第8条 広告の募集は、市広報紙及び市ウェブサイトへ掲載して行う。

(広告掲載の申込み)

第9条 広告掲載の申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、一宮市ウェブサイト広告掲載申込書（様式第1）（以下「掲載申込書」という。）及び広告案

を市長が指定する期日までに提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、申込みは、電子情報処理組織（市長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該申込みを行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。
- 3 前項の規定により行われた申込みについては、様式1により行われたものとみなして、この要綱の規定を適用する。
- 4 第2項の規定により行われた申込みは、同項の市長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされたときに市長に到達したものとみなす。

（審査及び決定）

第10条 市長は、前条の申込みがあったときは、要綱第5条第1項に規定する一宮市有料広告審査会（以下「審査会」という。）の審査に付して広告掲載の可否を決定するものとする。

- 2 前項の審査の結果、広告掲載が適当であると認められるものの数が募集対象に係る広告掲載枠数を超えるときは、広告掲載期間の長いものを優先して掲載を決定するものとする。
- 3 前項の規定によっても、広告掲載枠数を超えるときは、抽選によって掲載を決定するものとする。
- 4 市長は、前3項の場合において、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者に一宮市ウェブサイト広告掲載可否決定通知書（様式第2）により通知するものとする。

（広告掲載料）

第11条 広告掲載料は、別表のとおりとする。

- 2 広告主は、市長が指定する期日までに広告掲載料を一括して納入しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

（広告の提出）

第12条 広告主は、自己の責任及び負担により市の指示に従って広告を作成し、指定期日までに提出しなければならない。

（広告等の確認）

第13条 市長は、広告を掲載しようとするときは、広告の規格及び内容並びにリンク先ページの内容が掲載申込書の記載内容と相違していないこと、及びこの要領の規定に抵触していないことを確認するものとする。

- 2 市長は、前項の場合において、広告の規格若しくは内容又はリンク先ページの内容が、掲載申込書の記載内容と相違し、又はこの要領の規定に抵触していると認めたときは、広告主に対し広告の規格若しくは内容又はリンク先ページの内容の修正を求めることができる。

（広告等の変更）

第14条 広告主は、広告又はリンク先ページのアドレスを変更することができる。

- 2 広告主は、広告又はリンク先ページのアドレスを変更しようとするときは、変更

しようとする日の10日前までに一宮市ウェブサイト広告等変更申込書（様式第3）（以下「変更申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 3 前条の規定は、広告又はリンク先アドレスの変更について準用する。この場合において、前条第1項中「広告を掲載しよう」とあるのは、「広告又はリンク先ページのアドレスを変更しよう」と、同条第1項及び第2項中「掲載申込書の」とあるのは、「変更申込書の」と読み替えるものとする。

（広告主の責任）

第15条 広告主は、広告及びリンク先ページの内容に関するすべての責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告掲載に関連して第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

- 3 広告主は、広告掲載の権利を第三者に譲渡してはならない。

（広告掲載の取消し）

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告が指定期日までに提出されなかったとき。
 - (2) 広告掲載料が指定期日までに納入されなかったとき。
 - (3) 第13条第2項（第14条第3項において準用する場合を含む。）の規定による修正を広告主が行わなかったとき。
 - (4) 広告の規格若しくは内容又はリンク先ページの内容がこの要領の規定に抵触する場合において、第13条第2項（第14条第3項において準用する場合を含む。）の規定によっても解消できないとき。
 - (5) 公益上の理由により市が広告の掲載位置を使用する必要が生じたとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が広告の掲載を適当でないと認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により広告の掲載を取り消したときは、一宮市ウェブサイト広告掲載取消通知書（様式第4）により通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の取り消しによって損害賠償責任を負わないものとする。

（広告掲載の取下げ）

第17条 広告主は、自己の都合により、市ウェブサイトへの広告の掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 前項の規定により広告の掲載を取り下げようとする広告主は、書面により市に申し出なければならない。

（広告掲載料の還付）

第18条 広告の掲載開始前において、広告主の責めに帰すことのできない理由により広告が掲載できなかったときは、納入された広告掲載料を還付する。

- 2 広告掲載期間中に、広告主の責めに帰すことのできない理由（次条各号に掲げる理由を除く。）により広告が掲載できなかったときは、掲載できなかった期間に応じ、広告掲載料を還付する。この場合において、還付する額は、1日当たりの広告掲載料の額（納入された広告掲載料を当初の広告掲載日数で除して得た額とする。）

に掲載できなかった日数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）とする。

3 前2項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

（免責）

第19条 市は、次に掲げる理由により、市ウェブサイトへの広告掲載ができなかったときは、その責めを負わない。

(1) 天災、停電、通信回線の事故その他市の責めに帰すことのできない非常事態が発生したとき。

(2) サーバ等の機器の保守又は工事を行うとき。

(3) 市ウェブサイトへの広告掲載のため、一定時間（広告掲載の開始日又は変更日の午前0時から正午までの間とする。）調整を行うとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市ウェブサイトの運営を、1月当たり合計24時間を超えない時間停止したとき。

（雑則）

第20条 この要領に定めるもののほか、市ウェブサイトへの広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、平成20年12月22日から施行する。

付 則

この要領は、平成24年1月23日から施行する。

付 則

この要領は、令和2年7月16日から施行する。

付 則

この要領は、令和4年10月7日から施行する。

別表（第6条及び第11条関係）

掲載ページ	掲載位置	掲載枠数	1枠当たりの広告掲載料
トップページ	ページ最下	15 枠	月額 10,000 円（税込み）